

@はーもにあかふえ会則

第1条 (名称)

当会は「@はーもにあかふえ」（略称：「はーもにあかふえ」）と称する自助グループ、任意団体である。

第2条 (所在地)

本会の所在地は、代表宅「別府市野口元町12-5 ひかりビル302」に置く。

第3条 (目的)

当会は、“発達障害”をはじめとする種々の疾患や障碍により生きづらさを感じる子どもから大人のための自助グループである。その当事者を抱える家族や、周囲で支援する人たちのための団体である。社会のなかでよりよく生きていくため、当事者家族同士や支援者が出会い、情報交換ならびに社会啓発活動をおこなう事を目的とする。

第4条 (会員)

本会の目的に賛同し、規約を順守することを参加の条件とする。

第5条 (役員)

本会には、次の役員を置く。

代表 1名

副代表 1～3名

会計 1～2名

監事 1～2名

世話人 1人～5人

評議員 1人～5人

第6条 (役員の選出)

本会の役員は、会員の互選により選出する。

第7条 (役員の決定)

本会の役員は定期総会にて選出し、出席者の過半数をもって決定する。

第8条 (職務分掌)

1.代表 会を代表し、その業務を統括する。

2.副代表 代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

3.会計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

4.監事 業務執行状況および財産状況の監査を行う。

5.世話人 必要に応じて職務を分担し運営に当たる。

6.評議員 代表の求めに応じ、運営に関し意見を述べることができる。

第9条 (役員の任期)

役員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。

第10条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 (会費)

会費は適宜定め、これを財源として本会の運営費用に充てる。

第12条 (規約改正)

この規約は、会合に出席した会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1.この会則は、平成31年3月19日の設立年月日より始まり、定期総会で改正されたものは令和6年4月8日から施行する。

2.この団体の入会金及び会費は、第11条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	入会金	正会員	無料
		賛助会員	無料
(2)	年会費	正会員	無料
		賛助会員	(個人) 一口 1,000円 (一口以上)
			(団体) 一口 10,000円 (一口以上)

3.この団体の主な活動は、第3条に基づき、次に掲げるものとする。

(特定非営利活動の種類)

この団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

- ① 交流会の開催
- ② ホームページ・会報・情報配信などによる情報の提供
- ③ メールや書簡、電話、面談による相談支援活動
- ④ 当事者、家族同士のネットワーク作り
- ⑤ 専門医療や支援機関、行政との連携
- ⑥ 社会への啓発、広報活動
- ⑦ 講演会・講座・学習会など、研修と学習の機会の提供

4.第3条にあるこの団体の規約は、次に掲げるものとする。

当会の理念は、政治や宗教に関するものとは一切関係しない。

会の活動の場において、会員個人による宗教上の勧誘および営利目的の行為を禁ずる。

令和 5 年 4 月 8 日改正

- ・令和 6 年 3 月 30 日改正—「第 5 条、世話人・評議員の設置」「第 8 条、世話人・評議員とは」追加
- ・令和 7 年 3 月 29 日改正—（特定非営利活動の種類）の項目を追加、「副代表 1~2 人を 1~3 人」「世話人 1~2 人を 1~5 人」「評議員 1~3 人を 1~5 人」に変更